

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月14日

横浜市契約事務受任者
みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

新治市民の森緊急対応業務委託

2 履行（納品）場所

緑区新治町1204番1（新治市民の森内）

3 契約日

令和6年6月6日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月6日から令和6年9月30日まで

5 契約金額

1,188,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：ワコー緑建株式会社 代表取締役 小林 正和

所在地：横浜市緑区いぶき野43-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新治市民の森の市有地の斜面から生えている樹木は根の露出が多く斜面も崩落が確認され、倒木する危険性が高い状態でした。樹木が倒れた場合、樹木が隣接する民家に被害を生じる位置あることや電線の切断などが懸念されるため。斜面等の状況により倒木が発生する可能性を考慮すると、早急に対象木を伐採する必要があるため随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度「横浜市内公園緑地等にかかる災害時の応急措置等の協力に関する協定」に基づく応急出動組織表の青葉区班長であるとともに、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できるため選定しました。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課